

資金決済に関する法律に基づく利用終了及び払戻し実施のご案内

つばめタクシープリペイドカードは、2025年9月30日をもって車内精算の取扱いを終了いたします。長らくご利用頂きましたこと深く感謝申し上げます。

つきましては、資金決済に関する法律第20条第1項に基づき、払戻しをさせていただきますので、未使用残高のあるプリペイドカードをお持ちのお客様は、下記期間内に払戻しのお申出をいただきますようお願い申し上げます。

払戻しの対象となるつばめタクシープリペイドカードの種類

1万円券／5千円券／3千円券／千円券



※払戻しが出来ないプリペイドカード

- ① つばめ交通協同組合以外が発行したプリペイドカード
- ② 残高がゼロのプリペイドカード
- ③ 磁気不良・破損等により残高を確認することが出来ないプリペイドカード
- ④ 偽造・変造されているプリペイドカード
- ⑤ 盗難されたプリペイドカード

払戻しの申出期間

2025年10月1日 ～ 2026年3月31日

※当該期間内に申出のなかった前払式支払手段の保有者は、当該払戻しの手続から除斥されますので、必ず上記期間内での手続きをお願い致します。

申出の方法

1. 『**プリペイドカード換金依頼書（以下換金依頼書）**』を印刷し、必要事項を記入して下さい。

2. ご提出方法

お客様でご用意いただいた封筒に換金依頼書とプリペイドカードを同封し、下記問い合わせ先までご郵送下さい。

① **郵便局窓口で簡易書留にて郵送願います。**（2026年3月31日消印有効）

② 郵送料金は弊社にて負担いたします。（振込時に郵送料金を加算いたします）

3. 払戻し

プリペイドカード残高を確認の上、ご指定の金融機関口座にお振込みいたします。

ご注意事項

1. 未使用カード・残高が券種金額を超えたカードは、券種金額にて換金します。

（例 残高10500円の場合、購入金額10000円の換金となります）

2. **ご提出は、簡易書留にて郵送願います。**

3. **払戻しは『口座振込』となります。※ご来社での現金換金は出来ません。**

4. **タクシー車内、タクシー営業所での換金は出来ません。**

5. 振込手数料は、弊社で負担いたします。

6. 振込にはカードをお預かりしてから2週間程度の期間を要します。申し込みが集中した場合は、それ以上の期間を要する場合があります。

7. カード残高及び振込日の通知は致しかねます。

8. 破損・磁気不良など残高を読み取ることが出来ない場合は、払戻し出来ません。

9. 送付頂いたプリペイドカードは返却致しません。

10. 郵送事故に関して、弊社は責任を負えません。

11. お客様にて換金依頼書の控えを取り、大切に保管して下さい。

12. ご記入内容に不備が有る場合、振込手続きが遅れる場合があります。

13. お預かりした個人情報、払戻しに付随する業務の目的以外には利用致しません。

払戻しに関するお問い合わせ先

〒460-0008 名古屋市中区栄1-21-17 つばめ交通協同組合 事務局

TEL (052) 201-8033 (平日9時~17時)

FAX (052) 203-8638